

令和元年度 茅ヶ崎市地域防災計画 の修正について

■修正内容

- (1) 各計画に共通する主な修正
- (2) 地震災害対策計画の主な修正
- (3) 風水害対策計画の主な修正

(1) 各計画に共通する主な修正

ア 防災基本計画の修正等に伴う修正

○社会全体としての防災意識の向上

「自らの命は自らが守る」という意識や災害に応じた避難行動等を周知・啓発することで社会全体としての防災意識の向上を図ることを追加。

今後の水害・土砂災害からの避難対策への提言～避難に対する基本姿勢～

現状	✓ 行政は防災対策の充実に不断の努力を続けていくが、地球温暖化に伴う気象状況の激化や行政職員に限られていること等により、突発的に発生する激甚な災害への 行政主導のハード対策・ソフト対策に限界
	✓ 防災対策を今後も維持・向上するため、国民全体で共通理解のもと、 住民主体の防災対策に転換 していく必要
目指す社会	住民 「自らの命は自らが守る」意識を持つ ✓ 平時より災害リスクや避難行動等について把握する。 ✓ 地域の防災リーダーのもと、避難計画の作成や避難訓練等を行い地域の防災力を高める。 ✓ 災害時には自らの判断で適切に避難行動をとる。
	行政 住民が適切な 避難行動をとれるよう全力で支援 する ✓ 平時より、災害リスクのある全ての地域で、あらゆる世代の住民を対象に、継続的に防災教育、避難訓練などを実施し、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知をする。 ✓ 災害時には、避難行動が容易にとれるよう、防災情報をわかりやすく提供する。

出典：「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）（概要版）」
（H30.12、平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するWG）

ア 防災基本計画の修正等に伴う修正

○「防災」と「福祉」の連携による避難行動の理解促進

福祉関係者と連携し、高齢者や障害者に対し災害時の避難行動の理解を促進することを追加。

■連携した取組例

- ・ 職能団体の災害対応研修の場等を活用し、ケアマネジャーへハザードマップ等の説明を実施
(高齢者等と日頃接するケアマネジャーに地域の災害リスクを理解してもらい、高齢者等へ伝える機会の増加を図る)
- ・ 地域包括支援センター等にハザードマップや防災関連のパンフレット等を設置

等

(1) 各計画に共通する主な修正

ア 防災基本計画の修正等に伴う修正

○災害ボランティア関係者の連携のとれた活動

災害ボランティアの関係者が、被災者ニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた活動を展開できるよう情報共有の場を設けることを追加。



福岡県庁での情報共有会議の様子。

出典：平成30年版防災白書

(1) 各計画に共通する主な修正

イ 市災害対策本部運営訓練を踏まえた修正

○災害応急対策活動の方針

発災時の災害応急対策の活動方針に関する基本的な考え方を追加。

1. 重点対策の明確化
2. 防災関係機関で連携した災害応急対策の実施
3. 要配慮者への配慮
4. 積極的な情報発信
5. 計画的な災害応急対策の実施

対処方針

当面、市の防災力を最大限活用し、人命救助を第一に、延焼火災対策、救出救助対策、避難対策、保健医療対策を最重点に応急対策を実施することで被害の拡大防止を図る。

また、広域応援部隊、防災関係機関、自主防災組織及び災害協定締結先と連携し、組織的な応急対策活動を実施し、被害の拡大防止と併せ、社会全体の早期復旧を図る。

さらに、各対策の実施にあたっては、要配慮者への適切な対応に努めるとともに、多様な媒体を活用した積極的な広報を行うことで適時適切な情報提供に努めることとする。

なお、職員の配置を含む応急対策の実施にあたっては、通常業務は非常時優先業務に限定し、当面の重点対策を優先するとともに、被害状況を踏まえ、今後の応急対策ニーズも想定し、国県等への応援要請について先行的に実施する。

(1) 各計画に共通する主な修正

イ 市災害対策本部運営訓練を踏まえた修正

○主要な災害応急対策の基本的な考え方

主要な災害対応旧対策の実施に係る基本的な考え方を追加。

主要な応急対策の実施構想

	活動方針	活動内容
延焼火災対策	延焼火災対策は、風下地域の安全確保を最優先とする。同時に早期収束に全力を挙げる。	○引き続き、火災分析を実施し延焼方向の最新情報を各班、各部へ提供。 ○消防用水の確保のため、消防団、緊急消防援助隊消防部隊を中心に拠点防火水槽（浜須賀小学校）への送水を継続的に行う。 ○延焼予測区域の避難所があれば避難所対策班と調整し、別途避難所となり得る場所を選定する。 ○住民避難誘導は、消防団、自主防災組織などが連携し、避難行動要支援者名簿を活用し要支援者の避難支援に重点を置き実施する。
救出救助対策	市消防と応援部隊の調整を組織的に行い、未着手の救助要請に対して発災72時間までは継続的かつ迅速に対応し人的被害拡大防止に全力を挙げる。今後到着する広域応援部隊到着後速やかに活動ができる体制を整える。	○未着手救助要請の対応は、緊急消防援助隊、自衛隊、警察を装備や人員などを考慮し順次現場投入していく。 ○消防団、自主防災組織と効果的連携をもって活動する。 ○延焼情報班、消防対策本部、関係機関が連携し活動調整をする。 ○活動拠点を再度確認し、各部隊の装備などを考慮し、どの部隊をどの現場に投入するかを延焼情報班、広域連携対策班と調整する。 ○72時間後の隊員交代要員を確保に向けた調整を実施する。
避難所対策	各避難所における救援ニーズ等を定期的に把握し、給水・給食の確保と健康管理・安全な生活環境の確保を図るとともに、逐次、在宅避難者や帰宅困難者及び要配慮者の状況を的確に把握し、安定した避難所運営及び救援サービスの提供に努める。	○安全な避難施設の確保及び提供を最優先事項として取り組む。 ○避難所避難者に対しては、避難所運営を行う自主防災組織や配備職員等と連携して、保健医療対策や救援物資対策及び要援護者対策を優先的に行うとともに、ペット・仮設トイレ・感染症対策など衛生・環境対策等も含めて、各班と連携・協力して対応に取り組む。 ○在宅避難者に対しては、地域の自主防災組織等と連携・協力して安否の確認、救援ニーズの把握を行い、地域社会の安全確保や災害関連死など人的被害の発生防止を図る。 ○帰宅困難者に対しては、道路の安全情報や電車及びバスなどの公共

(1) 各計画に共通する主な修正

ウ 受援体制の充実

○被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣

全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである被災市区町村応援職員確保システムの
■被災都道府県を通じて派遣要請する場合のフロー内容を追加。



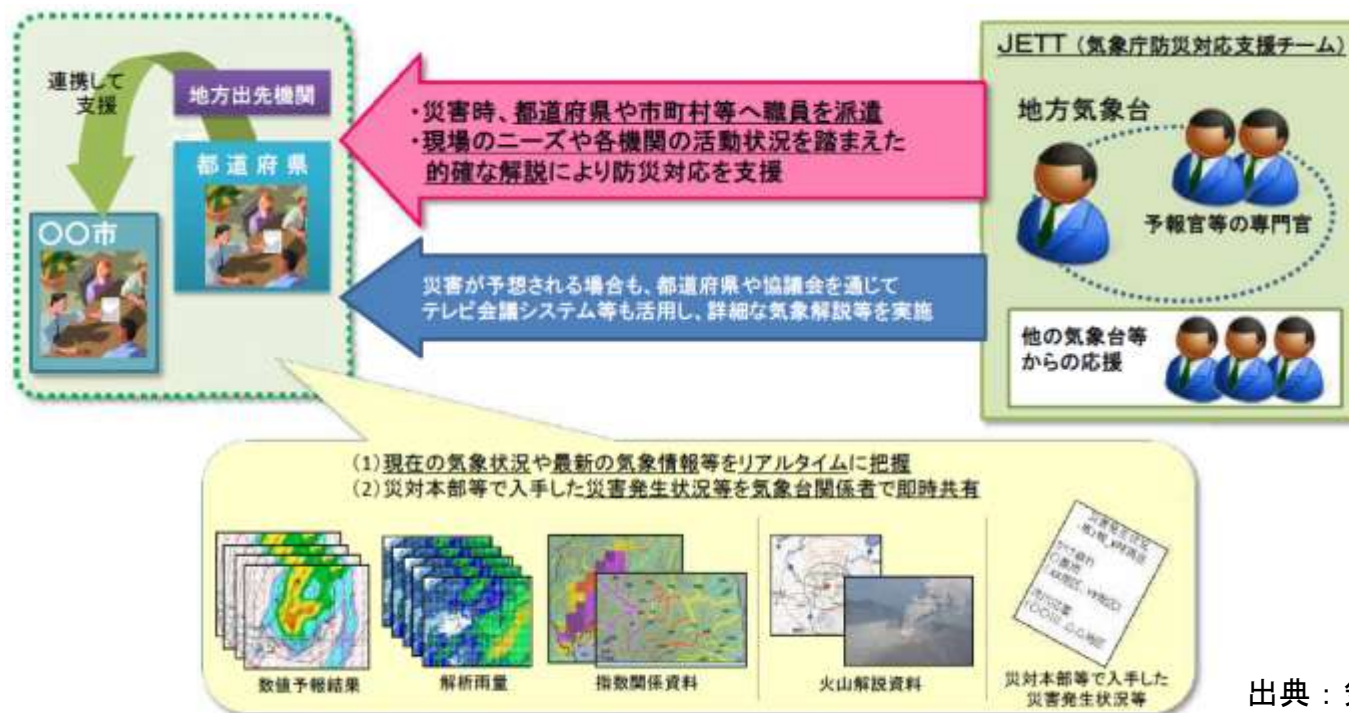
出典：「被災市区町村応援職員確保システムに関する運用マニュアル」(H31.3、総務省)

(1) 各計画に共通する主な修正

ウ 受援体制の充実

○気象庁防災対応支援チーム（JETT）の派遣

気象等の解説などを行う気象庁職員の派遣の仕組みを追加。



出典：気象庁HP

(1) 各計画に共通する主な修正

エ その他、市及び関係機関の取組、防災関係機関からの意見、時点修正

○県現地災害対策本部の役割

神奈川県湘南地域県政総合センターの県現地災害対策本部としての役割の変更。

「地域における総合調整」
⇒「県本部の総合調整機能の補完」

(担う業務)

- ・ 現地災害情報の把握及び報告
- ・ 防災関係機関（応援部隊）の活動支援
- ・ 物資の受入調整
- ・ 市町村支援（支援ニーズ把握と報告）
- ・ 各局（土木、医療等）の応急対策との連携

※市町連絡員を市町災害対策本部等に派遣し、災害情報の収集や伝達等を行う。

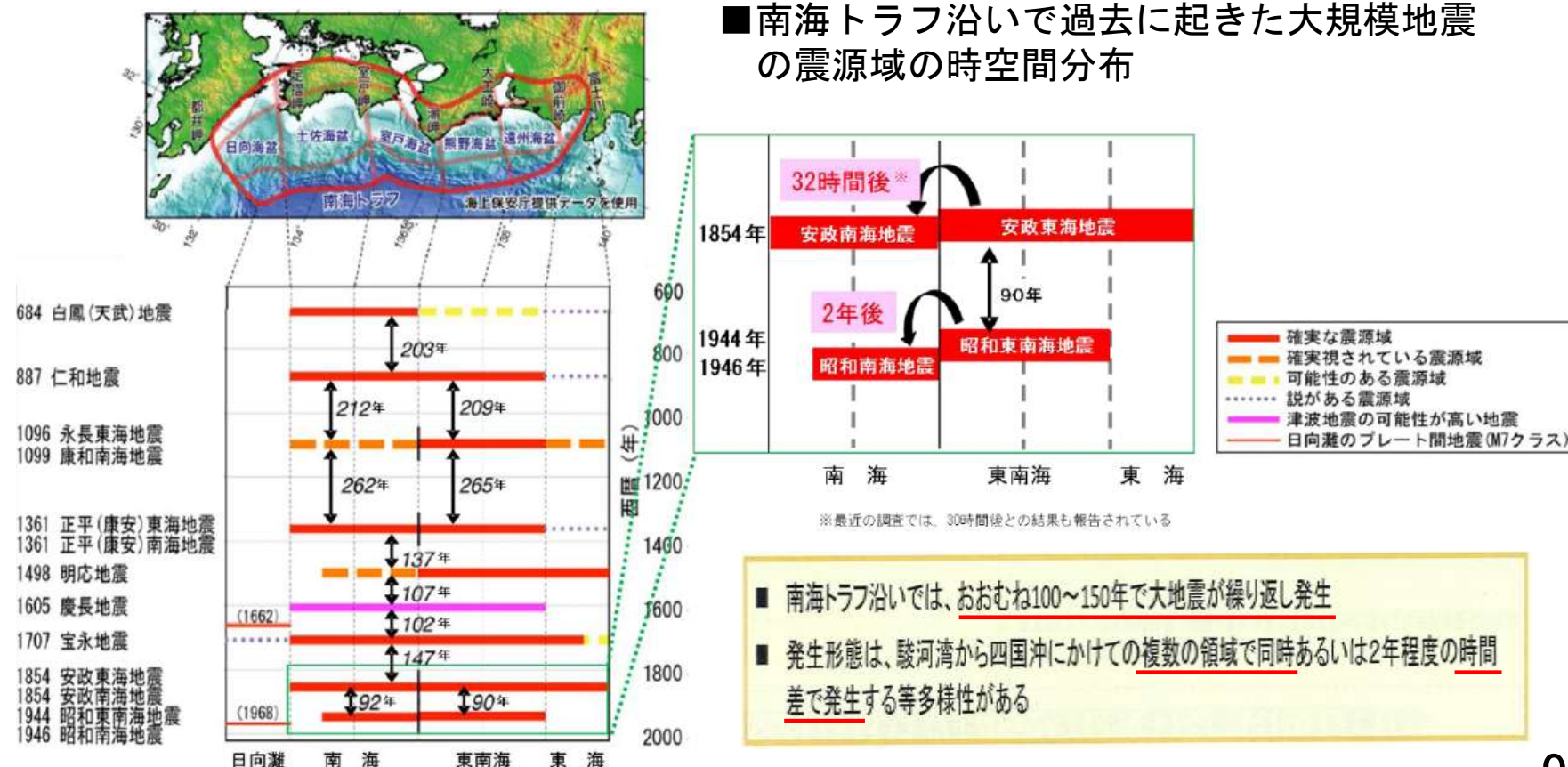
■神奈川県湘南地域県政総合センター所管区域



(2) 地震災害対策計画の主な修正

ア 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正に伴う修正

■ 南海トラフ沿いで過去に起きた大規模地震の震源域の時空間分布



- 南海トラフ沿いでは、おおむね100～150年で大地震が繰り返し発生
- 発生形態は、駿河湾から四国沖にかけての複数の領域で同時あるいは2年程度の時間差で発生する等多様性がある

(2) 地震災害対策計画の主な修正

ア 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正に伴う修正

○時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項
南海トラフ地震臨時情報発表時等の防災対応を追加。

南海トラフ地震臨時情報

- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
- 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

■南海トラフ地震の想定震源域



(2) 地震災害対策計画の主な修正

■ 南海トラフ地震臨時情報の発表の流れ

観測した
異常な現象

南海トラフの想定震源域
またはその周辺で
M6.8程度以上の地震が発生

南海トラフの想定震源域の
プレート境界面で
**通常とは異なる
ゆっくりすべりが
発生した可能性**

異常な現象に
対する評価
(最短約30分後)

気象庁が「**南海トラフ地震臨時情報(調査中)**」を発表

有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し
起こった現象を評価

**プレート境界の
M8以上の地震**

M7以上の地震

ゆっくりすべり

左の条件を
満たさない
場合

評価の結果
発表される情報
(最短約2時間後)

**南海トラフ地震臨時情報
(巨大地震警戒)**

**南海トラフ地震臨時情報
(巨大地震注意)**

**南海トラフ地震臨時情報
(調査終了)**

(2) 地震災害対策計画の主な修正

■南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)への防災対応の考え方(ガイドライン)

南海トラフの想定震源域内のプレート境界において **M8クラスの地震が発生**した場合、被災地以外でも後発地震に備え、1週間は明らかにリスクが高い事項についてはそれを回避する対応をとりつつも、社会全体としては通常の社会活動을 できるだけ維持。さらにその後の1週間は巨大地震注意対応をとる。

■明らかにリスクが高い事項を回避する対応（住民対応：市の防災対応）

ガイドライン記載の対応	市の対応
○地震発生後では <u>津波からの避難が間に合わない地域の住民は避難</u> 。	→南海トラフ地震による津波浸水想定区域に住宅なし
○それ以外の者は避難の準備を整え、 <u>個々の状況（土砂災害の危険性、住宅の耐震性等）に応じて自主的に避難</u>	→ <u>自主避難者のための避難先の確保・運営</u> ※1週間
○それ以外の地域の住民は、日頃からの地震への備えを再確認	→ <u>日頃からの地震への備えの周知</u>

(2) 地震災害対策計画の主な修正

■南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時の防災対応

市の対応

業務を継続しつつ、後発地震に備え、**警戒対応**を実施

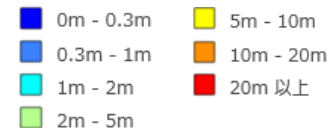
- 災害対策本部の設置
- 日頃からの地震への備えの再確認の呼びかけ
- 自主避難者向けの避難所の開設、運営
- 交通情報、ライフライン情報等の生活関連情報の周知 等のほか次の対応も実施

関係機関等の対応

事業を継続しつつ、後発地震に備え、**警戒対応**を実施

- 施設、設備の点検
- 防災資機材の点検、確保
- 災害発生時の対応の確認
- 応急復旧等の体制の確保 等

■南海トラフ地震により発生する本市の津波浸水想定



出典：内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」の「第二次報告」(H24.8)

(2) 地震災害対策計画の主な修正

■南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)への防災対応の考え方(ガイドライン)

M7以上の地震が発生したケースでは、後発地震に備え、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を1週間を基本として実施（**巨大地震注意対応**）



日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる 等

ゆっくりすべりが発生したでは、後発地震に備え、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を新たな変化（すべり）がないと評価されるまで実施（**巨大地震注意対応**）



日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる 等

(2) 地震災害対策計画の主な修正

■南海トラフ地震臨時情報 (**巨大地震注意**) 発表時の防災対応

市の対応

業務を継続しつつ、後発地震に備え、**注意対応**を実施

- 危機管理対策会議の開催
- 日頃からの地震への備えの再確認の呼びかけ
- 交通情報、ライフライン情報等の生活関連情報の周知 等のほか次の対応も実施

関係機関等の対応

事業を継続しつつ、後発地震に備え、**注意対応**を実施

○施設、設備の点検 等

■日頃からの地震への備えの再確認の例

日頃からの地震への備えの再確認の例

- ・避難場所・避難経路の確認
- ・家族との安否確認手段の確認
- ・家具の固定の確認
- ・非常持出品の確認

など

できるだけ安全な防災行動の例

- ・高いところに物を置かない
- ・屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・すぐに避難できる準備(非常持出品等)
- ・危険なところにできるだけ近づかない

など

出典:「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」(R1.5、内閣府)

(3) 風水害対策計画の主な修正

イ 「避難勧告等に関するガイドライン」の改訂に伴う修正

○住民主体の避難行動を支援する防災情報の提供

防災情報の意味を直感的に理解できるよう、5段階の警戒レベルにより提供することを追加。

出典：内閣府HP



(3) 風水害対策計画の主な修正

イ 「避難勧告等に関するガイドライン」の改訂に伴う修正

○災害発生情報の発令

災害が発生した場合に、住民に命を守るための最善行動を促す災害発生情報を発令することを追加。

	改定前		改定後
避難指示(緊急)	1: 決壊や越水・溢水が発生した場合	災害発生情報 【警戒レベル5】	1: 決壊や越水・溢水が発生した場合 (氾濫発生情報等により把握できた場合)
	2: A川のB水位観測所の水位が、氾濫危険水位である(又は当該市町村・区域の危険水位に相当する)〇〇mを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高(又は背後地盤高)である〇〇mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合) 3: 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4: 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)		

→ 引き続き、避難指示(緊急)の発令基準

 茅ヶ崎市
Chigasaki City

○マイタイムラインの作成の促進

防災情報から住民等が自発的に適切な避難行動をとれるよう「マイタイムライン」の作成の促進を追加。

茅ヶ崎市 湘南地区 □□□家 桜樹川・マイ・タイムライン

作成年월日: 2013년 8월 18일

早業時の建築事項

●自宅の状況を確認 自宅の危険性についてハザードマップから確認し直しましょう。

洪水深: 1.0m ~ 3.5m未満 浸水継続時間: 1日以下3日間未満 自宅が同様な場所の自それが所在区域にある 〇はい 〇いいえ

●避難する場所 実際に避難した場合は、どのような場所から避難生活ができるかを考えましょう。

✓ 県外域外の避難所 □県外域外にある施設、知人の自宅 □近隣の建丈建築物 □自宅の床が水にしない場所(2階など) □その他

避難する場所: 鎌倉中学校 避難する場所までの移動時間: 4分

●避難する場所までの交通手段 交通手段: 徒歩

●避難する際に 支援してくれる人 名 前: 電 話:

気にかけてくれる人 名 前: 神奈川 若手、奥のおばあちゃん、 電 話: 0987-00-0000

●避難を助けるタイミング タイミング: 避難準備・高齢者等避難開始が発表された時

●必要災害準備

-非常用持ち出し -身分証明書(運転免許証)のコピー -緊急時の家族、親戚、知人の連絡先 -非常食、飲料水	-持病薬、お薬手帳 -車中 -用具(レインコート) -靴替え(下着を含む)	-タオル、ウェットティッシュ -携帯電話(充電器を含む) -携帯ラジオ(予備電池を含む) -懐中電灯(予備電池を含む)
--	--	--

ポイント

「どのような設備への避難が必要によって必要な」ということを考える。実際に避難するために「どこへ」、「誰と一緒に」、「どれくらいの間隔で」、「どのような手段で」、「何を持って」避難するかを考えよう。

避難する際のポイント

●避難に避難するために必要なことを覚えておきましょう。

- ・テレビ等で天気予報を確認
- ・携帯電話の充電
- ・避難場所、避難経路の確認
- ・大切なものを2階以上に上げる
- ・家族の手元の確認
- ・家の周りの倒壊の危険
- ・非常用持ち出し物の再確認
- ・家の周りにある雷に飛ばされそうな物の片付け
- ・停電時の準備
- ・自宅の浸水しそうな箇所に土のうの設置

ポイント

「1階が浸水する場合は2階以上に上げる。」「家などの必要ものを準備する。」「ペットを確保に努める」など、避難行動もきちんとおこなう。

●避難する際の注意点を覚えておきましょう。

- ・非常用持ち出し物を持って避難
- ・川の水位をインターネットで確認
- ・近所の人に避難することを連絡
- ・戸締まり、電源ブレーカーを切る
- ・動きをやり損い、靴を履いて避難
- ・おじいちゃんはお手を持って避難

ポイント

避難する場所・避難方法によって避難するタイミングは異なります。自宅の外に避難する場合は雨が強く降る前に、避難を開始しましょう。

ここまで避難を完了

●避難が完了していない場合は、速やかに避難を開始してください。既に避難することになっていても逃げ場がある場合は、その逃げるための場所や避難手段で、安全を確保してください。

●居住状況や家族構成などに沿って避難しましょう。

名前	電話番号	必需品	家の居場所	備考
例) 祖父 太郎	03-XXXX-XXXX	生活に必要なもの	デパート裏	足かけしている
父 一郎	03-XXXX-XXXX	バイク	会社	金庫開錠3分
母 美子	03-XXXX-XXXX		自宅	
弟 次郎	03-XXXX-XXXX	車の鍵	小学校前	
弟 三郎	03-XXXX-XXXX	持病薬、お風呂券	デパートビル	校医必用

出典：茅ヶ崎市HP